

令和4年度 第1回 海南省総合教育会議

会 議 録

令和4年度 第1回海南市総合教育会議

日 時 令和4年5月11日(水)
場 所 海南市役所 2階 第4委員会室

出席者	海南市長	神 出 政 巳
	教育長	西 原 孝 幸
	教育委員	露 峯 明 信
	教育委員	川 村 栄 司
	教育委員	中 山 佳 子
	教育委員	嶋 田 敬 子

事務局職員出席者

教育次長	中 野 裕 文
教育委員会総務課長	藤 岡 宏 樹
学校教育課長	福 田 匡
教育委員会総務課総括班長	岡 島 正 子
学校教育課総括班長	谷 所 正 崇
総務課教育総務班長	山 家 友 希
総務課教育総務班副主任	江 藤 大 介

次 第

- 1 市長挨拶
- 2 協議事項
(1) 海南市学校規模適正化基本方針(案)について
- 3 その他

(午後3時00分 開会)

藤岡教育委員 定刻となりましたので、ただ今より令和4年度第1回海南市総合教育
会総務課長 会議を開催させていただきます。

本日は、皆様方におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたり、神出市長からご挨拶を頂きたいと思えます。

神出市長 皆様、今日は。雨が上がり、新緑鮮やかな今日の良き日、皆様方にはご多用の中、総合教育会議にご出席頂き、誠にありがとうございます。教育委員の皆様方には平素、本市教育の充実・発展の為、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

又、嶋田委員におかれましては、3月25日の会議でも申し上げましたが、平成26年5月から教育委員を2期務めて下さり、本日が最後の会議となります。保護者としてのお立場から、教育委員会会議におきまして、数多くのご提言を頂きました。長年のご功労に対しまして、深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

又、3月25日の会議に学校教育課長としてご出席くださいました日高一人海南中学校校長先生と、先日お話しする機会がございまして、意見交換をさせて頂きました。やはり、現場は大変だということでしたが、教職員の皆様と力を合わせて、生徒達のために精一杯頑張りたいと、皆様にくれぐれもよろしくお伝えくださいということでもございました。

さて、全国的に少子化が進行する中、本市におきましても児童生徒数は減少の一途を辿っており、少子化に適切に対応した教育環境の改善・充実が求められています。その様な中、教育委員会では、教育現場における少子化の課題に対応する為、本市の小中学校の在り方について、令和3年9月「海南市立小中学校適正規模等審議会」を設置し、議論を重ねて参りました。そして、今回、審議会からの答申を踏まえ、「海南市学校規模適正化基本方針」(案)が策定されました。

本日は、それらの議論の経過や教育委員の皆様のお考えをお聞かせいただき、次代を担う子供たちにとって、より良い教育環境の実現に向けて、協議を行いたいと考えます。

皆様方には、忌憚のないご意見をお願い申し上げ、結びに、皆様方の益々のご健勝・ご多幸を祈念申し上げ、開会のご挨拶と致します。

本日はご出席ありがとうございます。

藤岡教育委員
会総務課長

ありがとうございました。それでは、この後の議事進行については、規定により神出市長にお願いしたいと存じますのでよろしく申し上げます。

神出市長

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

次第の日程「2 協議事項」の「(1) 海南省学校規模適正化基本方針(案)について」です。

小中学校の適正配置につきましては、令和3年9月に「海南省立小中学校適正規模等審議会」を設置し、以来6回にわたる審議会のなかで、「海南省立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方」と「学校規模の適正化を図るための具体的方策」について議論が重ねられ、令和4年3月22日に答申が取りまとめられました。

今回、その答申を踏まえ、海南省教育委員会によって、「海南省学校規模適正化基本方針(案)」が策定されたことから、その内容等について、総合教育会議で協議させて頂きたいと考えております。

では、まず初めに、基本方針(案)の内容について、事務局より説明をお願いします。

藤岡教育委員
会総務課長

「海南省学校規模適正化基本方針(案)」について説明します。

この方針(案)につきましては、3月22日に提出された「海南省立小中学校適正規模等審議会」の答申を踏まえ、教育委員会としての方針(案)を示したものでございます。それでは、方針(案)の説明をさせていただきます。

表紙をめくって頂いて、目次です。

この方針(案)の構成となっております。「1 策定の趣旨」、「2 市立小・中学校の現状と今後の見通し」、「3 市立小・中学校の適正な学校規模」、「4 適正配置の進め方」、「5 適正配置に向けて取り組む上での留意点」となっております。

続きまして、1ページをご覧ください。

本市の状況、全国的な状況から文部科学省の取り組み、本市としての取り組み等と策定の趣旨を説明しております。

続きまして、2~4ページについては「市立小・中学校の現状と今後の見通し」としまして、本市の児童生徒数及び学級数の推移を記載してお

ります。なお、令和4年度以降の数値につきましては暫定値となっており、令和4年5月1日現在の状況が確定した時点で、最新の数値を記載します。

続きまして、5～6ページについては「3 市立小・中学校の適正な学校規模」となります。

5ページ、「(1) 適正な学校規模（特別支援学級を除く学級数）」では、審議会の答申を踏まえて、適正な学校規模を定めておきまして、適正配置に取り組む際には、この規模を目指すものとします。

小学校につきましては、学校の適正規模を6学級以上（1学年1学級以上）としております。基本的な考え方としまして、多様な考えに触れながら学ぶことを可能にするためには、学級の中で複数のグループやペアを構成することができる規模が望ましいとしております。

中学校では、学校の適正規模を6学級以上（1学年2学級以上）としております。基本的な考え方は、中学校でより幅広く多様な人間関係の中で様々な学びや自己変革の機会を得ることができる環境としてクラス替えができる規模が望ましい。免許外指導の解消など教員配置の観点においては、より大きな規模が望ましい。としております。以上につきましては、審議会で頂いた答申内容となっております。

次に、5ページ下段となります、「(2) 適正配置に取り組む学校の範囲」です。先ほど説明しました学校規模を満たさない場合に、「ア 適正配置の検討を行う学校」と「イ 適正配置を積極的に推進する学校」に区分し取り組むこととしております。

「ア 適正配置の検討を行う学校」では、適正規模を下回る、または見込まれる場合には、保護者や学校・地域の関係者と検討・協議する体制を整備し、適正配置の検討を行うこととします。

6ページです。なお、適正配置を実現するためには一定の期間を要するため、適正規模を下回るかどうかは6年後に入学する児童生徒数の見込み、小学校入学者数は出生者数から、中学校入学者数は小学校入学者数から判断することとします。

同ページ「イ 適正配置を積極的に推進する学校」では、小学校・中学校共にある状況となったときに適正配置を積極的に推進する条件を記載しております。

この適正配置を積極的に推進する学校については、審議会での意見を

踏まえ内容を検討しております。

まず、小学校においては、太字下線部分、児童数が5人を下回る学年が生じている、または見込まれる場合としております。理由としましては、小学校の授業では、ペアやグループを組んで、意見を出し合うような学習が多く、多様な考えや意見に触れながら学習していくことが望ましいとされております。審議会においても、人数が少ないと、ペアに変化がなくなり、子どもたちの役割が固定化され「主体的・対話的で深い学び」の実現が困難になるのではないかと心配の意見も出ました。そうしたことから、進行をまとめる子と複数のペア、2人組の2組 1学級5人が最低限の人数として、基本的な考え方にある学習が難しくなるデッドラインと考え、5人を下回った場合（4人以下の場合）には、積極的に適正配置に取り組むこととしました。

また、中学校においては、太字下線部分、1つの小学校区で構成される学校(つまり、1小1中)で、1学級のみが学年が生じている、または見込まれる場合としております。理由としましては、小学校、中学校を通じて人間関係が9年間固定化されてしまうと幅広く多様な人間関係を得ることが難しくなることから、早急な対応が必要であると考えております。

続きまして、7～8ページについては「4 適正配置の進め方」となります。

7ページです。「(1) 適正配置を図るための具体的方策」としまして、審議会での答申のとおり、本市の小・中学校の実情を踏まえ、「統合」の方策を進めます。

「(2) 取組の優先度」としましては、学校の状況により優先度をつけることで、優先度の高い学校から適正配置の取り組みを進めていきたいと考えております。

小学校では現状において同学年に人数が5人を下回る場合、中学校では現状において1小1中で1学級の学年が生じている場合に優先度が「高」いものとなっております。この優先度「高」に該当する学校については、小学校は南野上小学校、中学校では下津第一中学校となります。

次に「(3) 主な取組」としましては、当該校の学校運営協議会の委員、在校生や今後入学予定の児童生徒の保護者、地域住民等に現状説明や意見交換を行い、適正配置に向けた意見集約を行うこととします。その後、教育委員会において現状分析を行い、適正配置の実施計画(案)を

作成し、庁内関係部署との調整を経た後、関係校の職員や保護者、地域住民で組織する推進協議会を設置し、適正配置に向けた具体的な協議を進めます。

8 ページです。「(4) 配慮すべき点」につきましては、審議会で、学校規模を適正化することについて検討を行う際に留意する点として指摘のあった内容となります。

内容としましては、1 点目の小学校の適正配置を検討する際に、その中学校区に適正配置を行う別の小学校がある場合、その小学校について協議しますというものに関しては、具体的な例としまして、南野上小学校と中野上小学校の統合を検討する際、数年後に北野上小学校も対象となりますので、北野上小学校もあわせて検討する旨を記載しております。

また、適正配置を進めることが困難な場合には、小規模校のまま存続させることも合わせて検討していくことや、小規模校を存続させる場合には、小規模校のメリットを最大限生かすよう必要な対応策を適切に講じることとしております。

続きまして、9～10 ページについては「5 適正配置に向けて取り組む上での留意点」となっており、審議会での答申の通り、適正配置に向けての検討事項として、7つの事項を記載しております。

- (1) 通学条件（通学距離・時間）への配慮
- (2) 通学路の安全確保に関する対応
- (3) 施設整備面での充実
- (4) 児童生徒にとっての環境変化への対応

10 ページです。

- (5) 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫
- (6) 保護者や地域との協働による魅力ある学校づくり
- (7) 地域の拠点機能の継承

となっております。

続きまして、当面のスケジュールにつきまして説明いたします。

A4 横の表をご覧ください。

庁内会議での協議としまして、教育委員会議では 4 月 25 日に臨時会において、28 日には定例会において協議しております。本日、この総合教育会議にて市長と調整を行い、その後、5 月 19 日に政策調整会議で

の協議を予定しています。

6月にはパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見をお聞きしたいと考えております。

パブリックコメント終了後方針を確定し、その後、対象校の校長・保護者・地域や学校運営協議会へ説明し意見集約する予定となっております。意見集約後、個別の計画案を作成し、教育委員会での協議、総合教育会議と政策調整会議での庁内協議をへて、関係学校への説明となります。

ここからはスケジュールに記載しておりませんが、統合についてご理解をいただいた段階で、推進協議会を設置し、統合についての協議を進めることとしています。

説明については、以上でございます。

神出市長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました基本方針(案)について、どの部分からも結構ですので、ご意見、ご提言をお願いできればと思います。では、中山委員からお願いします。

中山教育委員

適正化に向けての取組の中で、関係者への意見集約について意見を申し上げたいと存じます。この基本方針(案)については、個別案件の適正配置を進めていく上での指針となるもので、今後、具体的な適正配置を考えるときには、当面の取組、スケジュール案にありますように、対象となる学校や、保護者、学校運営協議会、自治会との協議が重要と考えております。

審議会では、委員の方々それぞれの立場で、活発な議論が行われました。又、海南市の小・中学校の児童生徒、保護者、教職員の方々から学校の適正規模に関するアンケートの回答を頂き、それぞれの思いや考えを知ることができました。保護者においては通学距離や通学時間、通学路の安全面、子供の学校生活への不安が大きく、特に適正配置の対象となる学校に通う子供の保護者の立場を考えますと、子供の在籍中に統合されるかどうかが大変気がかりな点となります。そういった点を踏まえ、教育委員会では関係者への説明や意見集約を経て、慎重に個々の計画を策定していきたいと考えております。

又、通学路の安全に関する対応や、児童生徒にとっての環境変化への対応等、統合に向けた具体的な話し合いの中で、児童生徒や保護者の不安を軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、より深い議論が期待できると考えております。

以上です。

神出市長 中山委員、ありがとうございました。
続いて嶋田委員、いかがでしょうか。

嶋田教育委員 学校の跡地活用について意見を申し上げたいと思います。
学校は地域コミュニティの核であり、それがなくなることでの地域への影響は、非常に大きいものになると思います。方針案16ページの「(7)地域の拠点機能の継承」にもありますように、廃校となる学校施設の活用については、地域の意見や要望を十分に聞いたうえで、慎重に活用することとなっております。思い出の場所である学校を再利用し、人々が集まるコミュニティスペースを生み出すことは有意義な取り組みであり、そういったことを踏まえ統合を進めていくのは良いことであると考えます。
また、統合の協議の場では、学校がなくなる地域と、統合先の地域とが一丸となって、よりよい学校を新しく創るという前向きな発想を進めていけば、反対する人たちを説得するためだけの協議の場にはならず、よりよい学校をつくるための提案がなされるのではないかと思います。それにより、魅力ある街づくりにもつながるのではないかと考えます。
以上です。

神出市長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、川村委員お願いします。

川村教育委員 文部科学省から、以前、適正配置に関する手引きというものが出されましたが、ここ数年来のすさまじい教育環境の変化により、海南市の実情に合っていません。これは、海南市だけでなく、全国的に、特に都会ではなく地方のほうで、同様の状況にあると思います。この度、海南市の適正配置に関する答申が出されましたが、海南市の現状を踏まえ細部にわたり検討されており、よくまとめられていると感じております。

基本方針の2ページ、3ページについて、先ほど説明がありましたが、改めて見てみますと、2ページの小学校における今後の児童・生徒数の推移について今後5年の間に約300人減少するようになっており、中学校については約50人減少するとなっております。こういう状況を見ますと、現場では色々な面で、大変苦慮していると思われま

す。基本方針の5ページ、6ページに小・中学校の適正な学校規模が記載されており、(2)ア 適正配置の検討を行う学校とイ 適正配置を積極的に推進する学校に基準が分けられている中で、積極的に推進する学校については速やかに対処する必要があると思いますが、アの場合も、そう楽観視ができる状況ではないと考えます。1小1中という基準で、積極的に推進する学校の検討を重ねてきましたが、6年間クラス替えができないという状況は、9年間クラス替えができないことと比べて、そう大差がないと感じます。

又、中学校の部活動について調べると、令和4年度、海南市立の中学校では、軟式野球で6チーム、サッカーは3チームあります。この野球とサッカーのチームは全て他校との合同チームであり、1校のみでのチーム編成ができないという現状です。

様々な観点から考えなければなりません。少子化により児童生徒数が減少している状況で適正化を進めることは、喫緊の問題であります。7ページの(2)において優先度の高・中・低とありますが、どの区分に該当するかに関わらず、生徒数の減少はそれぞれの学校において大きな問題ですので、教育委員会と市当局は積極的に進めていくべきであると考えます。

以上です。

神出市長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、露峯職務代理をお願いします。

露峯職務代理

適正配置の対象となる学校の在校生や関係者と十分協議することも大切であるとは考えますが、あまりそこに重きを置きすぎると、統合までに何年もかかってしまうことになり、その間、小規模校に通う子供たちの教育環境の整備、教育内容の充実という本来の目的がないがしろにされてしまうことにならないかという懸念があります。

そういったことが無いよう、出生者数や小学校入学時から児童生徒を推計し、保護者や地域に客観的な状況を説明し、統合を積極的に進めて

いくことは、関係者の混乱を招かないためにはいいことではないかと考えております。

以上です。

神出市長

ありがとうございました。

それでは、最後に教育長、よろしく申し上げます。

西原教育長

教育委員会において、適正配置、適正規模の議論を重ねてきました。最初は下津の幼稚園の議論から始まり、そして今回の学校規模適正化基本方針(案)に至っております。学校の適正配置の議論が始まったのは、海南市内については平成16年、下津町については平成18年であり、合併を契機として議論が進められてきたのですが、その背景にあるのは先ほど川村委員がおっしゃられたとおり少子高齢化であります。急激な少子高齢化の進行により、日本の将来人口も1億人を割るという見通しの中、将来を担う子供たちの教育環境の整備という観点から取り上げられてきました。

今回の適正配置、適正規模については、審議会を設置し、そこで検討をして頂きました。審議会のメンバーについては、大学の研究者、地域、学校、一般の方によって構成され、それぞれのお立場から、ご意見を頂きました。それらを聞いていると、学校の歴史を考えると、特に小学校の場合は地域に根付いているのですが、同時に、子や孫のことを考えると、現状のままでは問題であるというというように、忌憚のない意見が交わされたわけです。最終的に、子供たちの教育環境を何とか良い方向にしようという方向性の中で答申が取りまとめられました。

その答申を受け、具体的に話を前に進めようということで内容を検討し、この基本方針(案)を策定しました。具体的な基準を定め、それに則って、対処していこうというわけであります。この基本方針(案)が定められたことで、今後、この方針(案)によって、全て対応していくというのは難しいと考えます。しかし、少なくとも喫緊に対応するものとして、小学校で6学級以上、中学校で学年2学級以上という基準を定めました。具体的には、例えば東海南中学校における三野上小学校、下津一中と二中に対処する場合に、この基準を説明したうえで理解を得るという方針になっていると考えます。

もう一つ、この方針(案)の大事なところは、児童生徒数がいよいよ減少したから統合の議論をするのではなく、将来の状況を見通した段階で、

地域・関係者の意見を聞き、方策を考えるなどして、動きは始めるという点であります。この方針(案)を基に、教育委員会として、対応していきたいと考えております。

以上です。

神出市長

ありがとうございました。

本基本方針(案)について、教育委員会の皆様から、様々なご意見を頂戴しました。

本日の協議により、基本方針(案)の内容について、教育委員会におかれましても、改めて、ご理解・ご認識を深めていただけたのではないかと考えております。

それでは、「海南省学校規模適正化基本方針(案)」を持ち帰らせていただきまして、政策調整会議に諮らせていただきたいと思います。教育委員会におかれましては、この基本方針(案)の趣旨内容を十分に踏まえ、今後学校の適正化に向け、一層のご尽力を賜らんことをお願い申し上げます。

それでは、続きまして、次第の日程「3 その他」でございますが、教育委員の皆様方から何かご意見等はございませんでしょうか。

全委員

(なし)

神出市長

それでは、これをもちまして、令和4年度第1回海南省総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(午後3時45分 閉会)